

千葉県こどもプラン（第2期）中間見直しについて

1. 見直しにあたって

（1）実施の背景

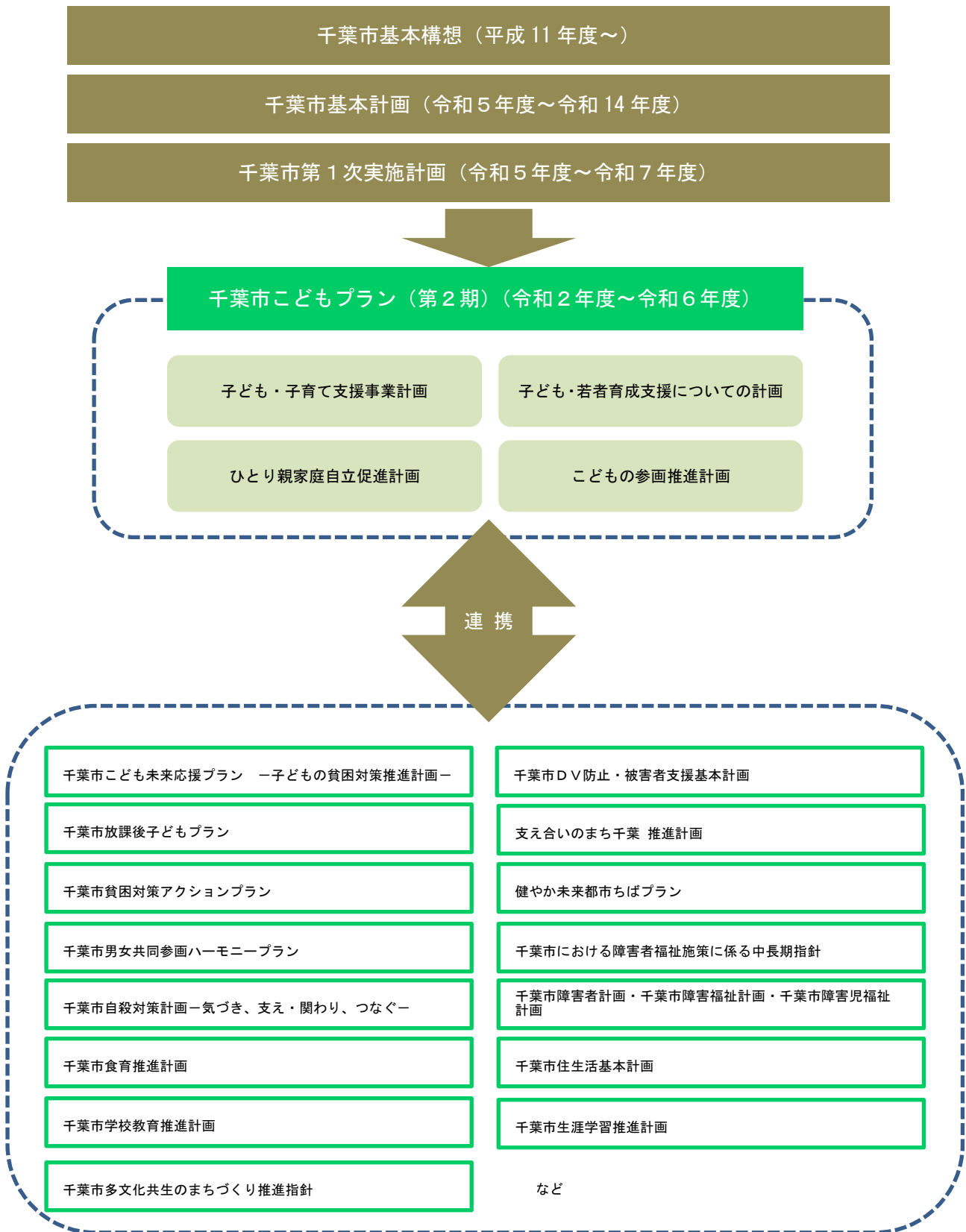
千葉県こどもプラン（第2期）は、「子ども・子育て支援事業計画」、「子ども・若者育成支援についての計画」、「ひとり親家庭自立促進計画」及び「こどもの参画推進計画」を一体的なものとして、令和2年3月に策定しました。

本計画は、令和2年度から令和6年度までの5か年計画となっており、社会経済情勢の変化や実際の児童数の推移を的確に反映するため、計画中間年を目途に、必要に応じて見直しを行うこととしており、令和4年度が中間年度にあたることから、過去2年間の実績を踏まえ、計画の見直しを行います。

また、本計画の上位計画にあたる「第1次実施計画（令和5年度～令和7年度）」の策定にあたって、新規事業と位置付けたものについて、本計画においても新たに追加することとします。

(2) 計画の位置づけの見直し<関連する主な計画> (冊子 P5)

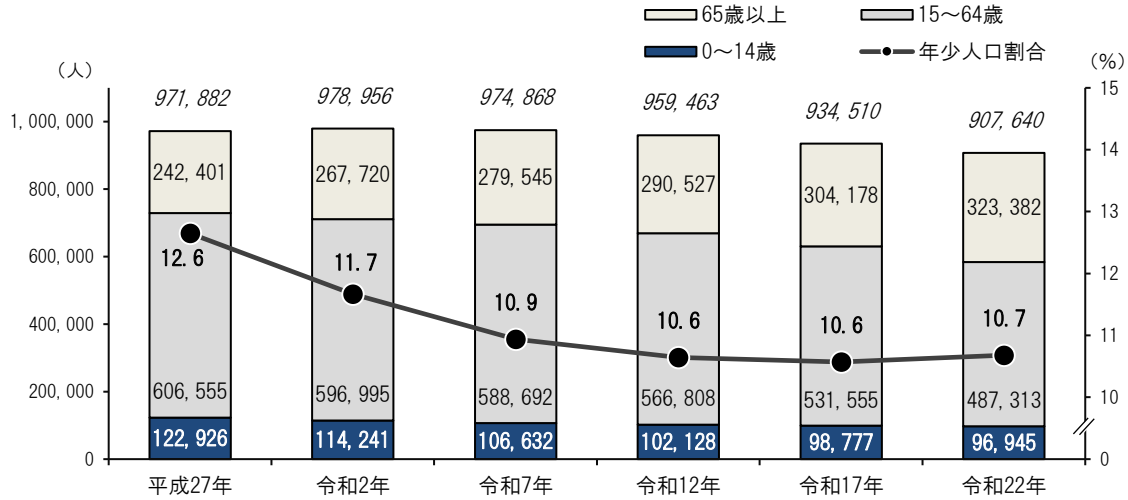
関連する主な計画について、本市の基本計画（令和 5 年度～令和 14 年度）、第 1 次実施計画（令和 5 年度～令和 7 年度）の策定に合わせて更新しました。



(3) 総人口と年少人口の将来推計の見直し (冊子P10)

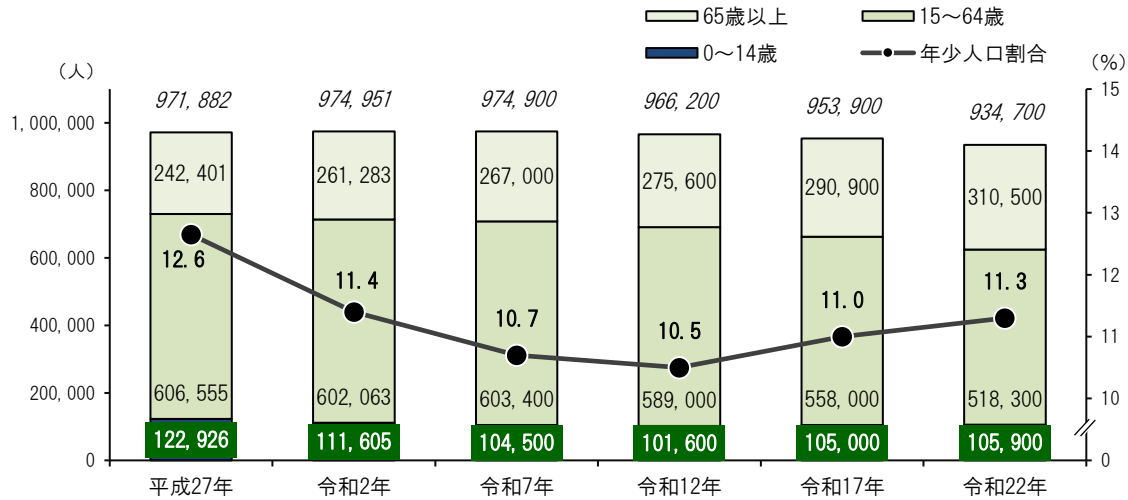
本市の将来推計人口を見直しました。また、令和2年度については実績数に置き換えました。

▼図表 0-3 総人口と年少人口の将来推計 (計画策定当初)



資料：千葉市将来推計人口 平成30年3月推計 (政策企画課)
 注) 平成27年は国勢調査の人口等基本集計結果 (確報値)

▼図表 0-3 総人口と年少人口の将来推計 (見直し後)

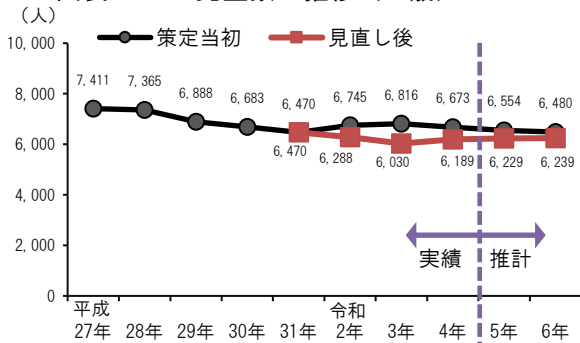


出典：令和4年3月推計 (千葉市作成)
 注) 平成27年及び令和2年は国勢調査の人口等基本集計結果 (確報値)

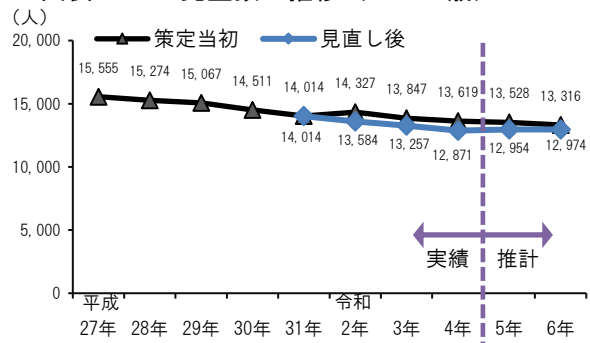
(4) 児童数の推移の見直し (冊子P30)

本市の推計人口を見直しました。また、令和2年度から令和4年度については実績数に置き換えました。

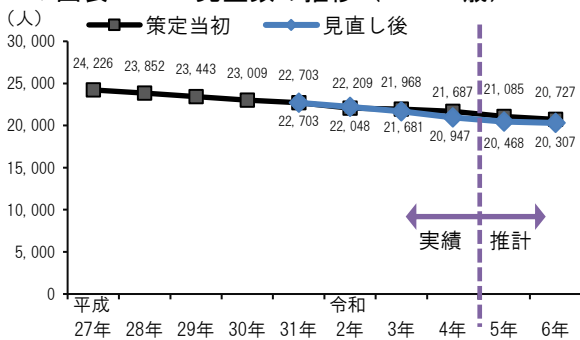
▼図表 1-1-1 児童数の推移 (0歳)



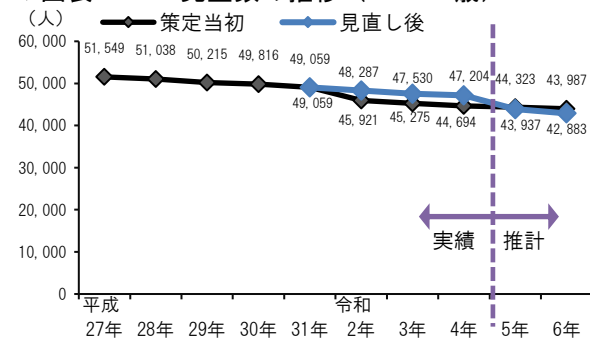
▼図表 1-1-2 児童数の推移 (1・2歳)



▼図表 1-1-3 児童数の推移 (3~5歳)



▼図表 1-1-4 児童数の推移 (6~11歳)



資料：平成27年～令和4年は住民基本台帳人口
令和5年、6年は令和4年3月推計（千葉市作成）に基づく試算値（各年3月31日時点）

2. 見直しの基準

(1) 国の示す見直し基準

子ども・子育て支援事業計画（第1章）については、国からは、「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について」により、見直しの基準（※）が示され、これを参考として見直し作業を進めることとされました。

※国の示す見直しが必要となる基準

<教育・保育の提供>

- ・令和3年4月1日時点の教育・保育認定を受けた区分ごと（1号、2号、3号（1～2歳）及び3号（0歳）の4区分）の実績値について、市町村計画における「量の見込み」と10%以上乖離している場合
- ・乖離の原因が、新型コロナウイルス感染症の影響によるものである場合には、令和5年度以降に見直しを行うことや、「量の見込み」の補正を実施するに当たり、当該影響を十分に留意した上で補正を行うなど、適切に対応

<地域子ども・子育て支援事業>

- ・「教育・保育の提供」の見直しに併せて、必要に応じて見直しを行う

(2) 本市で定める基準

国の示す見直し基準に準拠するほか、本市で定める下記の「見直しを行う基準」に従い、見直しの必要性を検討することとします。

【見直しを行う基準】

- ①第1次実施計画と乖離している場合
- ②その他の個別計画との整合性を図る必要がある場合
- ③制度改正があった場合
- ④事業ごとの国等からの通知や計画等に基づいて見直しを図る必要がある場合
- ⑤社会・経済情勢の変化に応じて見直しを図る必要がある場合
- ⑥推計人口の修正に応じて見直しを図る必要がある場合
- ⑦その他の理由により見直しを図る必要がある場合

3. 見直しの方向性

(1) 教育・保育の提供

計画策定時に設定した令和3年4月1日時点における量の見込みと、実際の支給認定実績の状況については、保育利用に係るすべての区分において、実績と量の見込みで10%以上乖離が生じている状況です。

そのため、国の示す見直しの基準に従い、「教育・保育の提供」の見直しを行うこととします。

<教育保育の提供における本市の状況（令和3年4月1日時点）>

	量の見込み(A)	支給認定実績(B)	(B)/(A)	確保方策 (計画値)	整備量 (実績値)	待機 児童数
1号 ※1	8,009	8,769	109.5%	8,009	10,164	0
2号(教育利用) ※2	2,155	2,278	105.7%	2,155		
(保育利用)	11,359	10,018	<u>88.2%</u>	10,871	10,875	0
3号(1・2歳)	8,730	6,471	<u>74.1%</u>	6,507	6,248	0
(0歳)	1,826	1,095	<u>60.0%</u>	1,929	1,840	0

※1 新制度に移行しない幼稚園の利用者含む

※2 保育の必要性の認定(新2号)を受け、一時預かり(預かり保育)等を利用しながら認定こども園、幼稚園を利用する子ども

(2) 地域子ども・子育て支援事業、その他事業

子ども・子育て支援事業等について、見直しの要否について検討を行った結果、5ページに掲載した「本市で定める基準」に該当する場合には見直しを行うこととします。

4. 見直しの内容

千葉県こどもプラン（第2期）各章（P25～135）に掲載している「施策」について、見直しの方向性に基づき検討を行った結果、41 施策について見直しを行うこととします。

<見直しを行う施策の一覧>

※①～⑦は、P5【見直しを行う基準】を参照

No.	章	見直しを行う施策	掲載頁	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
1	1	教育・保育の提供	P9	国の見直し基準に基づく						
2		放課後児童クラブ（子どもルーム）	P10							○
3		延長保育事業	P10	○						
4		一時預かり事業	P11	○						
5		ファミリー・サポート・センター事業	P12	○						○
6		病児保育事業	P12							○
7		地域子育て支援拠点事業	P13							○
8		子育て短期支援事業	P14						○	
9		多様な事業者の参入促進・能力活用事業	P15							○
10		幼保小連携・接続の推進	P16							○
11		運営に関する自己評価の実施、運営に関する関係者評価・第三者評価の実施促進	P16							○
12		キッズゾーンの整備・キッズガードの配置助成 新規	P16	○						
13		民間事業者への委託拡大の検討	P17					○		
14		送迎補助などの多様な補助メニューの検討	P17							○
15		学習用Wi-Fi整備 新規	P18	○						
16		休日保育事業、夜間保育事業	P18	○						
17		こども基本条例の制定 新規	P19	○						
18	2	エンゼルヘルパー派遣事業	P20	○						
19		産婦健康診査 新規	P20	○						
20		出産・子育て応援プラン事業 新規	P21	○						
21		乳幼児健康診査（屈折検査） 新規	P21	○						
22	3	子ども議会	P22							○
23		こども・若者サミット	P22							○
24		こどもの参画の意識向上	P22							○
25		小・中学校等への出張授業等の実施 新規	P23	○						
26	4	成人を祝う会	P24							○
27		ネット補導活動事業	P24							○

No.	章	見直しを行う施策	掲載頁	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
28	6	子どもルームの拡充	P25		○					
29		夏季休業時拡大枠 新規	P25	○						
30		放課後子ども教室と子どもルームの連携	P26		○					
31		アフタースクールの実施	P26	○	○					
32		子どもの居場所のネットワーク化推進	P27	○						
33	7	保育料・子どもルーム利用料等負担軽減（みなし寡婦控除）	P27			○				
34	8	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー	P28							○
35		新たな児童相談所の整備 新規	P28	○						
36		児童福祉司の増員	P28	○						
37		児童心理司の増員	P29	○						
38	11	子ども・若者総合相談センター運営事業（相談員の増員）	P30							○
39		子ども・若者総合相談センター運営事業（出張相談、SNSによる相談）	P30							○
40		子ども・若者総合相談センター運営事業	P31							○
41		ヤングケアラー支援体制強化 新規	P31	○						

第1章 子ども・子育て支援

(1) 教育・保育の提供 (冊子 P43)

見直しの内容	<p>今年度実施したニーズ調査の結果では、前回調査と比べて、両親の片方が就労していない世帯の減少など、保育利用率が上昇する要因が見られた一方、保育利用率については1・2歳児で 54.4%、0歳児で 20.8%となっている（現行事業計画の目標は、1・2歳児で 62.4%、0歳児で 26.6%）ことから、直近の将来推計人口も踏まえた「量の見込み」を改めて算出し、これに対応する「確保方策」を定めることとします。</p> <p>なお、今回のニーズ調査では、新型コロナウイルス感染症による影響がないものと仮定して今後の利用希望を調査していることから、新型コロナウイルス感染症の影響による「量の見込み」の補正は行わないものとします。</p> <p>(1) 量の見込み</p> <ul style="list-style-type: none">・令和2年度・3年度に保育需要の増進が停滞したことを踏まえ、目標年度を現行事業計画から2年後の令和8年度とします。・3号（1、2歳）の保育利用率について、令和8年度に61.0%を達成する数値を設定します。・上記に合わせて、2号の保育利用率を修正し、量の見込みを見直します。 <p>(2) 確保方策</p> <ul style="list-style-type: none">・令和8年度までに「量の見込み」に対応した確保方策を整備します。 <p>ただし、1、2歳児は量の見込みを満たさないことから、既存施設の定員弾力化等により対応します。</p>
--------	---

※教育保育の「量の見込み」及び「確保方策」は、別冊 P1 に掲載
また、提供区分ごとの数値は別冊 P2～7 に掲載

(2) 放課後児童クラブ（子どもルーム）（冊子 P45）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図る事業

見直しの内容	量の見込みと実績値の間に大きな乖離が見られたため、量の見込みは実績値と児童推計を踏まえた算定方法に改めます。確保方策は放課後児童健全育成事業（子どもルーム）とアフタースクール事業それぞれで、待機児童ゼロとなるように事業量を見直します。
--------	---

【全市】提供区分ごとの数値は別冊 P8 に掲載

単位：人

現行事業計画		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
低 学 年	量の見込み①	9,129	9,615	10,111	10,531	10,885
	確保方策②	9,872	10,434	10,748	11,114	11,114
	②－①	743	819	637	583	229
高 学 年	量の見込み①	2,310	2,351	2,434	2,561	2,704
	確保方策②	2,121	2,489	2,701	2,761	2,761
	②－①	▲189	138	267	200	57

見直し後		令和 5 年度	令和 6 年度
低 学 年	量の見込み①	9,219	9,082
	確保方策②	9,876	9,953
	②－①	657	871
高 学 年	量の見込み①	2,486	2,579
	確保方策②	2,679	2,873
	②－①	193	294

(3) 延長保育事業（冊子 P45）

認定子ども園、保育園等において、保育認定を受けた子どもに対し通常の利用時間以外の時間に保育を実施する。

見直しの内容	量の見込みと、実績値及び潜在的なニーズの間に大きな乖離が見られたため、量の見込みは今般のニーズ調査から算出した量の見込みを基に、確保方策は量の見込みに対応した事業量に見直します。
--------	---

【全市】提供区分ごとの数値は別冊 P9 に掲載

単位：延べ利用人数／年

現行事業計画	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み①	9,844	9,707	9,558	9,382	9,236
確保方策②	9,844	9,707	9,558	9,382	9,236
②－①	0	0	0	0	0

見直し後	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み①	7,862	7,783
確保方策②	7,862	7,783
②－①	0	0

(4) 一時預かり事業 (冊子 P46)

ア 一時預かり事業 (幼稚園型) 及び幼稚園預かり保育

【一時預かり (幼稚園型)】 幼稚園及び認定こども園が、主に在籍している幼児について、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった場合に、当該幼児を一時的に預かり、必要な保護を行う事業

【幼稚園預かり保育】 幼稚園が、教育課程に係る教育時間の前後や休業日などに、地域の実態や保護者の要請に応じて、当該幼稚園の園児のうち希望者を対象に行う教育活動

見直しの内容	量の見込みと実績値の間に大きな乖離が見られたため、量の見込みは実績値を踏まえた算定方法に改め、確保方策は現状充足していることから、量の見込みに対応した見直しを行います。
--------	--

【全市】 提供区分ごとの数値は別冊 P10 に掲載

単位：延べ利用人数/年

現行事業計画	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み①	598,051	596,504	588,979	572,779	563,073
確保方策②	598,051	596,504	588,979	572,779	563,073
②-①	0	0	0	0	0

見直し後	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み①	379,413	363,109
確保方策②	379,413	363,109
②-①	0	0

イ 一時預かり事業 (幼稚園型以外)

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、認定こども園、幼稚園、保育園等その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業

見直しの内容	量の見込みと、実績値及び潜在的なニーズの間に大きな乖離が見られたため、量の見込みは今般のニーズ調査から算出した量の見込みを基に、確保方策は量の見込みに対応した事業量に見直します。
--------	---

【全市】 提供区分ごとの数値は別冊 P11 に掲載

単位：延べ利用人数/年

現行事業計画	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み①	100,485	99,270	97,634	95,945	94,534
確保方策②	64,819	72,254	79,689	87,124	94,559
②-①	▲35,666	▲27,016	▲17,945	▲8,821	25

見直し後	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み①	68,709	68,116
確保方策②	67,576	69,358
②-①	▲1,133	1,242

(5) ファミリー・サポート・センター事業 (冊子 P47)

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業

見直しの内容	新型コロナウイルスの影響により、量の見込みと実績値の間に大きな乖離が見られたため、量の見込みは実績値を基に、確保方策は量の見込みに対応した事業量に見直します。 また、令和5年度より、ひとり親世帯に加え、低所得世帯の利用料に助成します。
--------	--

【全市】

単位：延べ利用人数／年

現行事業計画		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	未就学児	6,216	6,134	6,040	5,948	5,860
	就学児	7,224	7,124	7,033	6,973	6,921
	計①	13,440	13,258	13,073	12,921	12,781
確保方策②		9,022	9,972	10,922	11,872	12,822
②－①		▲4,418	▲3,286	▲2,151	▲1,049	41

見直し後		令和5年度	令和6年度
量の見込み	未就学児	4,595	5,140
	就学児	2,580	2,580
	計①	7,175	7,720
確保方策②		7,175	7,720
②－①		0	0

(6) 病児保育事業 (冊子 P47)

病児・病後児について、病院・保育施設等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業

見直しの内容	新型コロナウイルスの影響により、量の見込みと実績値の間に大きな乖離が見られたため、量の見込みは実績値を基に、確保方策は量の見込みに対応した事業量に見直します。
--------	---

【全市】 提供区分ごとの数値は別冊 P12 に掲載

単位：延べ利用人数／年

現行事業計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	13,991	13,834	13,622	13,360	13,151
確保方策②	9,438	10,868	11,440	12,584	13,156
②－①	▲4,553	▲2,966	▲2,182	▲776	5

見直し後		令和5年度	令和6年度
量の見込み①		6,190	7,655
確保方策②		8,866	8,866
②－①		2,676	1,211

(7) 地域子育て支援拠点事業 (冊子 P48)

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

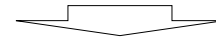
見直しの内容	新型コロナウイルスの影響により、量の見込みと実績値の間に大きな乖離が見られたため、量の見込みは実績値を基に見直します。確保方策は、見直し理由に該当しないため、見直しは行いません。
--------	---

単位：量の見込み 延べ利用人数／年

【全市】提供区分ごとの数値は別冊 P12 に掲載

確保方策／か所

現行事業計画	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み①	146,090	143,250	140,497	138,827	137,218
確保方策②	20	20	20	20	20



見直し後	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み①	86,532	99,385
確保方策②	見直しなし	

(8) 子育て短期支援事業 (冊子 P49)

ア 子育て短期支援事業 (短期入所生活援助事業・ショートステイ)

保護者の疾病等の理由により、家庭で養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に短期入所させ、必要な保護を行う事業

見直しの内容	量の見込みと、実績値及び利用希望者数の間に乖離が見られたため、量の見込みは実績値及び利用希望者数を基に、確保方策は量の見込みに対応した事業量に見直します。
--------	---

【全市】

単位：延べ利用人数／年

現行事業計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	1,116	1,102	1,086	1,071	1,059
確保方策②	594	855	923	991	1,059
②-①	▲522	▲247	▲163	▲80	0

実績・見直し後	見直し後	
	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	1,091	1,075
確保方策②	965	1,075
②-①	▲126	0

イ 子育て短期支援事業 (夜間養護等事業・トワイライトステイ)

保護者の就労等の理由により、夜間や休日に家庭で養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等において、必要な保護を行う事業

見直しの内容	量の見込みと、実績値及び利用希望者数の間に乖離が見られたため、量の見込みは実績値及び利用希望者数を基に、確保方策は量の見込みに対応した事業量に見直します。
--------	---

【全市】

単位：延べ利用人数／年

現行事業計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	677	668	659	650	643
確保方策②	599	638	640	642	643
②-①	▲78	▲30	▲19	▲8	0

見直し後	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	662	652
確保方策②	625	652
②-①	▲37	0

(9) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業 (冊子 P52)

教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業

見直しの内容	国の制度創設に合わせ、本市においても保護者の経済的負担軽減を図る取組みの一環として「小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援」を創設します。
--------	--

【現行事業計画】

事業概要	教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業
市事業名	巡回指導、要配慮保育費補助
対象者	【巡回支援】教育・保育施設、地域型保育事業等に新規参入する事業者 【特別支援】認定こども園に在籍する小学校就学前の障害のある子ども（私学助成及び障害児保育の対象とならないものに限る。）
基本的な考え方	【巡回支援】地域型保育事業等に新規参入する事業所に対する巡回支援等を実施。 【特別支援】私学助成及び障害児保育の対象とならない障害のある子どもが在籍する認定こども園に対し、職員の加配に必要な補助を実施。



【見直し後】

事業概要	教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業
市事業名	巡回指導、要配慮保育費補助、 <u>多様な集団活動の利用支援</u>
対象者	【巡回支援】教育・保育施設、地域型保育事業等に新規参入する事業者 【特別支援】認定こども園に在籍する小学校就学前の障害のある子ども（私学助成及び障害児保育の対象とならないものに限る。） 【 <u>多様な集団活動の利用支援</u> 】対象施設等（特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者、特定子ども・子育て支援施設等以外の施設） <u>を利用する満3歳以上の幼児</u>
基本的な考え方	【巡回支援】地域型保育事業等に新規参入する事業所に対する巡回支援等を実施。 【特別支援】私学助成及び障害児保育の対象とならない障害のある子どもが在籍する認定こども園に対し、職員の加配に必要な補助を実施。 【 <u>多様な集団活動の利用支援</u> 】対象幼児の保護者が対象施設等に支払う利用料に関する支援を実施。

(10) 幼保小連携・接続の推進 (冊子 P53)

「アプローチカリキュラム」の普及を進めるとともに、認定こども園、幼稚園、保育園と小学校の連携・交流活動の定着化・活性化を図るほか、家庭と保護者に対する啓発・支援を行います。

見直しの内容	幼保小連携・接続の推進について、幼稚園・保育園・認定こども園・小学校の教職員同士の連携強化を進めるほか、中長期的な方針の策定について検討するため、取組内容を見直します。(事業の追加：情報交換会の開催、事業の見直し)
--------	---

見直し後	幼保小連携・接続の推進として、「アプローチカリキュラム」の普及を進めるとともに、認定こども園、幼稚園、保育園と小学校の連携・交流活動の定着化・活性化を図るほか、職員同士の情報交換会の開催、家庭と保護者に対する啓発・支援を行います。また中長期的指針の策定について検討します。
------	--

(11) 運営に関する自己評価の実施、運営に関する関係者評価・第三者評価の実施促進

(冊子 P56)

認定こども園、保育園等における運営に関する評価の実施を促進し、適切な運営の確保を図ります。

見直しの内容	運営に関する自己評価の実施等に加え、監査結果の公表を行うため、取組内容を見直します。(事業の追加：監査結果の公表)
--------	---

見直し後	認定こども園、保育園等における運営に関する評価の実施を促進するとともに監査結果の公表を実施し、適切な運営の確保を図ります。
------	---

(12) キッズゾーンの整備・キッズガードの配置助成【新規】

見直しの内容	キッズゾーンの整備・キッズガードの配置費用の助成を行うため、取組内容、実施内容・目標値を追加します。(事業の追加：キッズゾーンの整備・キッズガードの配置)
--------	---

見直し後	園外活動における園児の安全を確保するため、キッズゾーンの整備や、キッズガードの配置費用の助成を行います。
------	--

見直し後	令和4年度 (現状)	令和5年度	令和6年度
実施内容・目標値	キッズゾーン： 12か所 キッズガード： 18園	キッズゾーン： 32か所 キッズガード： 50園	キッズゾーン： 32か所 キッズガード： 56園

(13) 民間事業者への委託拡大の検討 (冊子 P58)

子どもルーム指導員給与の改善（こどもプラン（第2期）P58 の 1-6-6⑥の施策）にあわせて、さらなる指導員の確保を図るため、民間事業者への委託の拡大を実施します。

見直しの内容	民間事業者への委託替えにより、指導員不足の解消を図るため、実施内容・目標値を見直します。(施策の見直し、目標値の設定)
--------	---

見直し後	市内子どもルーム全体としての運営の質の向上を図るため、民間事業への委託の拡大を実施します。
------	---

当初計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施内容・目標値	24か所	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

見直し後	令和5年度	令和6年度
実施内容・目標値	36か所	39か所

(14) 送迎補助などの多様な補助メニューの検討 (冊子 P59)

民間事業者が、より広範囲の地区や多様なニーズの受け皿となることができるよう送迎補助などの多様な補助メニューを検討・実施します。

見直しの内容	待機児童解消に資するよう、今後の利用者・事業者のニーズを調査・反映するため、実施内容・目標値を見直します。(実施時期の見直し)
--------	---

当初計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施内容・目標値	実施内容 検討	実施内容 検討	実施	継続実施	継続実施

見直し後	令和5年度	令和6年度
実施内容・目標値	実施内容 検討	実施

(15) 学習用Wi-Fi整備【新規】

見直しの内容	学習用Wi-Fiを整備するため、取組内容、実施内容・目標値を追加します。(事業の追加：学習用Wi-Fi整備)
--------	--

見直し後	子どもルーム・アフタースクールにおいて、ギガタブを活用した宿題や自主学習に対応するためのWi-Fi環境を整備します。
------	--

見直し後	令和4年度 (現状)	令和5年度	令和6年度
実施内容・目標値	実施なし	子どもルーム： 30か所 アフタースクール： 20か所	子どもルーム： 60か所 アフタースクール： 20か所

(16) 休日保育事業、夜間保育事業 (冊子 P62)

働き方の多様化に伴うさまざまな保育需要に対応するため、延長保育、休日・夜間保育のほか、一時預かり、病児・病後児保育などの充実を図り、子育てと仕事の両立を支援します。

見直しの内容	公立保育所における休日保育を実施するため、実施内容・目標値を追加します。(施策の拡大：休日保育事業)
--------	--

見直し後	令和4年度 (現状)	令和5年度	令和6年度
実施内容・目標値	民間：9園 公立：0園	民間：8園 公立：1園	民間：8園 公立：1園

(17) こども基本条例の制定【新規】

見直しの内容	こども基本条例の制定に向け、取組内容、実施内容・目標値を追加します。(事業の追加：こども基本条例の制定)
--------	--

見直し後	こどもが健やかに成長できるまちにするため、市の責務や保護者や地域住民等の努力のほか、こどもの権利をはじめとするこども施策の基本となる事項等を定める「(仮称) こども基本条例」を制定します。
------	--

見直し後	令和4年度 (現状)	令和5年度	令和6年度
実施内容・目標値	<ul style="list-style-type: none"> ・ こども基本条例検討委員会の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検討委員会における審議 ・ シンポジウム開催 ・ こどもを対象としたワークショップ開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検討委員会における審議 ・ パブリックコメント手続の実施 ・ 条例議案の提出

第2章 妊娠・出産・子育てまでの切れ目のない支援

(1) エンゼルヘルパー派遣事業 (冊子 P85)

産前・産後の育児不安や負担の軽減を図り、安心して育児ができる支援体制の充実を図ります。

見直しの内容	エンゼルヘルパー派遣事業について、低所得世帯に加え、ひとり親世帯の利用料を軽減するため、実施内容・目標値を見直します。(実施内容の拡充)
--------	--

当初計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施内容・目標値	拡充(利用対象者・利用回数・利用期間)	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

見直し後	令和5年度	令和6年度
実施内容・目標値	拡充(ひとり親世帯利用料軽減)	継続実施

(2) 産婦健康診査【新規】

見直しの内容	産婦健康診査費用を助成するため、取組内容、実施内容・目標値を追加します。(事業の追加：産婦健康診査)
--------	--

見直し後	産後うつ早期発見のため、EPDS(産後うつ質問票)を実施した産婦健康診査費用について助成します。
------	--

見直し後	令和4年度 (現状)	令和5年度	令和6年度
実施内容・目標値	実施なし	産婦健康診査でのEPDS実施	産婦健康診査でのEPDS実施率：93%

※令和5年10月開始のため、令和5年度の目標値は設定しない。

(3) 出産・子育て応援プラン事業【新規】

見直しの内容	妊娠から出産・子育てまでの切れ目のない支援を行うため、取組内容、実施内容・目標値を追加します。(事業の追加：出産・子育て応援プラン事業)
--------	--

見直し後	妊娠届出時や出生後の訪問等で面接を行い、安心して妊娠出産を過ごすことが出来るよう支援するとともに、妊婦及び児を養育している方に経済的支援を行います。
------	--

見直し後	令和4年度 (現状)	令和5年度	令和6年度
実施内容・目標値	妊娠後期面接実施割合：24%	妊娠後期面接実施割合：30%	妊娠後期面接実施割合：40%

(4) 乳幼児健康診査（屈折検査）【新規】

見直しの内容	3歳児健康診査で屈折検査を実施するため、取組内容、実施内容・目標値を追加します。(事業の追加：乳幼児健康診査（屈折検査）)
--------	---

見直し後	弱視早期発見のため、3歳児健康診査対象の3歳児全員にスポットビジョンスクリーナーを使用し、屈折検査を行います。
------	---

見直し後	令和4年度 (現状)	令和5年度	令和6年度
実施内容・目標値	弱視発見率：0.9%	弱視発見率：0.9%以上	弱視発見率：2.0%

第3章 こどもの社会参画の推進

(1) 子ども議会 (冊子 P88)

小・中・高・特別支援学校の児童生徒を対象に、市政に対する提言を幅広く募り、議会形式で、市長等との意見交換を行います。

見直しの内容	現在実施している子ども議会の対象者とあわせるため、取組内容を見直します。(施策の見直し)
--------	--

見直し後	市内在住の小学校と特別支援学校の5・6年生児童を対象に、市政に対する提言を幅広く募り、議会形式で、市長等との意見交換を行います。
------	--

(2) こども・若者サミット (冊子 P89)

子ども・若者の社会参画について、取組事例を広く発信することによりいっそうの周知・啓発を図るとともに、成果や課題について話し合うことで、その取組みのさらなる充実や広がりにつなげます。

見直しの内容	こども・若者の社会参画に関心の高い県内の自治体を招き、こどもの社会参画の重要性等について周知・啓発を行うことにより、社会全体の気運の醸成を図ることを目的に「こども・若者サミット」として開催していたものを、新型コロナウイルス感染症の先行きが不透明な中、令和3年度から本市単独事業として、こども・若者の育成に主眼を置いた「こども・若者フォーラム」を開催することとしたため、取組内容を見直します。(施策の見直し、事業名称の変更)
--------	---

見直し後	こどもの参画事業の参加者による取組み事例の発表及び市長、有識者、参加者の意見交換を公開で行うことで、取組みの充実と参加者の育成を図るとともに、事業のいっそうの周知・啓発を図ります。
------	--

(3) こどもの参画の意識向上 (冊子 P90)

本市におけるこどもの参画を円滑に推進するために、こどもの参画の実施例を共有するとともに、こどもの参画の理念と目的を理解するための研修等を実施します。

見直しの内容	現在実施している庁内関係課への助言及び連携した取組みに関する記載を追加するため、取組内容を見直します。(施策の見直し)
--------	---

見直し後	本市におけるこどもの参画を円滑に推進するために、こどもの参画の実施例を共有し、こどもの参画の理念と目的を理解するための研修等を実施するとともに、助言や連携した取組みを通じて、庁内の理解を深めます。
------	--

(4) 小・中学校等への出張授業等の実施【新規】

見直しの内容	小・中・中等教育学校（前期課程）への出張授業や助言を実施するため、取組内容、実施内容・目標値を追加します。（事業の追加：小・中学校等へ出張授業等の実施）
--------	--

見直し後	こどもの社会参画を推進するため、小・中・中等教育学校（前期課程）での出張授業及び助言を行います。
------	--

見直し後	令和4年度 （現状）	令和5年度	令和6年度
実施内容・目標値	6校	7校	8校

第4章 子ども・若者の健全育成

(1) 成人を祝う会 (冊子 P95)

成人に達した若者に大人としての自覚を促し、郷土への愛着や関心を高めるような「成人式」を地域、学校等と連携して実施します。

見直しの内容	成人年齢の引き下げに伴い、事業名称及び事業目的を変更するため、取組内容を見直します。(施策の見直し、事業名称の変更)
--------	--

見直し後	20歳を迎えた若者に改めて大人としての自覚を促し、旧友と語り、郷土「千葉市」への関心を高めるような「二十歳のつどい」を、地域、学校等と連携して実施します。
------	---

(2) ネット補導活動事業 (冊子 P95)

補導活動の一環として、千葉市立小・中・高・特別支援学校の児童・生徒を対象にネット補導を実施し、問題行動の早期発見や非行防止に努めます。

見直しの内容	より市民に伝わりやすい名称とするため、事業名称を変更します。また、中等教育学校の開校に伴い、取組内容を見直します。(施策の見直し、事業名称の変更)
--------	---

見直し後	千葉市立小・中・高・特別支援学校・中等教育学校の児童・生徒を対象にネットパトロールを実施し、問題行動の早期発見や非行防止に努めます。
------	--

第6章 子ども・若者の居場所づくり

(1) 子どもルームの拡充 (冊子 P107)

校外にある子どもルームについて、校内への移転を推進していきます。

見直しの内容	放課後児童子どもプランに基づき、今後年10校程度がアフタースクールに移行していくことが計画されているとともに、出生率の低下に伴う児童数の減少も考慮して目標値を変更する必要があるため、実施内容・目標値を見直します。(目標値の見直し)
--------	---

当初計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施内容・目標値					
児童数	11,993人	12,923人	13,449人	13,875人	13,875人
施設数	177か所	188か所	195か所	198か所	198か所
校内施設割合	79.7%	80.9%	81.5%	81.8%	81.8%

↓

見直し後	令和5年度	令和6年度
実施内容・目標値		
児童数	9,256人	9,256人
施設数	150か所	140か所
校内施設割合	76.6%	76.6%

(2) 夏季休業時拡大枠【新規】

見直しの内容	子どもルームにおける夏季休業時の受け入れ枠を拡大するため、取組内容、実施内容・目標値を追加します。(事業の追加：夏季休業時拡大枠)
--------	---

見直し後	待機児童解消に向け、特に利用希望の多い夏季休業期間に受け入れ枠を設けます。
------	---------------------------------------

見直し後	令和4年度 (現状)	令和5年度	令和6年度
実施内容・目標値	夏季休業時 拡大枠施設数： 3施設	夏季休業時 拡大枠施設数： 5施設	夏季休業時 拡大枠施設数： 7施設

(3) 放課後子ども教室と子どもルームの連携 (冊子 P107)

共働き家庭等の児童を含む希望するすべての児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加できるよう、子どもルームの児童が参加する共通プログラムの実施にあたっては、放課後子ども教室と子どもルームで連携を図ります。

見直しの内容	アフタースクールを導入した学校を除くすべての学校において、子どもルームの児童が放課後子ども教室の活動に参加できるようにするため、実施内容・目標値を見直します。(目標値の見直し)
--------	--

当初計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施内容・目標値	94校	95校	95校	96校	96校

↓		
見直し後	令和5年度	令和6年度
実施内容・目標値	73校	63校

(4) アフタースクールの実施 (冊子 P108)

放課後子ども教室と子どもルームの運営を一体的に行い、放課後に希望するすべての児童を対象に「安全・安心に過ごせる居場所」と「学びのきっかけ」を提供する放課後子ども教室・子どもルーム一体型モデル事業を、アフタースクール事業として本格実施します。

見直しの内容	当面導入が困難な一部の学校を除くすべての学校にアフタースクールを導入することを目指し、計画的かつ迅速に導入を進めるため、取組内容、実施内容・目標値を見直します。(施策・目標値の設定)
--------	---

見直し後	原則として小学校の敷地内において、放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的に運営し、保護者の就労状況等にかかわらず、希望するすべての児童に安全・安心な居場所と多様な体験・活動の機会を提供するアフタースクールの導入を進めます。
------	---

当初計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施内容・目標値	12校	18校	拡充	拡充	拡充

↓		
見直し後	令和5年度	令和6年度
実施内容・目標値	34校	44校

(5) 子どもの居場所のネットワーク化推進 (冊子 P109)

地域の子どもの居場所を運営する団体等のネットワーク化により、情報共有と連携強化を図ります。

見直しの内容	実績を踏まえ、実施内容・目標値を見直します。(目標値の見直し)
--------	---------------------------------

当初計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施内容・目標値	参加団体 30団体	参加団体 35団体	参加団体 40団体	参加団体 45団体	参加団体 50団体



見直し後	令和5年度	令和6年度
実施内容・目標値	参加団体 28校	参加団体 30団体

第7章 ひとり親家庭の自立支援の推進

(1) 保育料・子どもルーム利用料等負担軽減(みなし寡婦控除) (冊子 P115)

未婚のシングルマザー・ファザーに寡婦(夫)控除をみなし適用し、保育料・子どもルーム利用料等の軽減を図ります。

見直しの内容	令和3年9月以降は、法改正により新設された「ひとり親控除」を考慮した保育料・子どもルーム利用料等を算定しているため、本施策は廃止します。(施策の廃止)
--------	---

第8章 児童虐待防止対策の充実

(1) スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー（冊子 P119）

認定こども園、幼稚園、保育園等、小・中・高等学校における保育士、教職員が、早期発見の視点を持ちながら、子ども一人一人をよく観察するとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどを活用した、学校における相談体制の充実を図ります。

見直しの内容	中等教育学校の開校に伴い、取組内容を見直します。（施策の見直し）
--------	----------------------------------

見直し後	認定こども園、幼稚園、保育園等、小・中・高等学校・特別支援学校・中等教育学校における保育士、教職員が、早期発見の視点を持ちながら、子ども一人一人をよく観察するとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどを活用した、学校における相談体制の充実を図ります。
------	---

(2) 新たな児童相談所の整備【新規】

見直しの内容	児童虐待の増加、複雑・困難化に対応するため、取組内容、実施内容・目標値を追加します。（事業の追加：新たな児童相談所の整備）
--------	---

見直し後	児童虐待の増加、複雑・困難化に対応するため、新たな児童相談所を整備します。
------	---------------------------------------

見直し後	令和4年度 (現状)	令和5年度	令和6年度
実施内容・目標値	基本計画策定	基本設計	実施設計

(3) 児童福祉司の増員（冊子 P121）

児童福祉法施行令改正による児童福祉司の配置基準見直し（令和4年度までに）に基づき、増員します。

見直しの内容	児童虐待をはじめとする相談件数の増加に伴い、国の配置基準を満たすため、実施内容・目標値を見直します。（目標値の見直し）
--------	---

当初計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施内容・目標値	39人	44人	49人	49人	49人

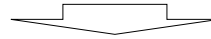
見直し後	令和5年度	令和6年度
実施内容・目標値	70人	79人

(4) 児童心理司の増員 (冊子 P121)

児童心理司の配置基準の法定化に基づき、増員します。(令和6年度までに)

見直しの内容	児童虐待をはじめとする相談件数の増加に伴い、国の配置基準を満たすため、実施内容・目標値を見直します。(目標値の見直し)
--------	---

当初計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施内容・目標値	20人	22人	24人	24人	24人



見直し後	令和5年度	令和6年度
実施内容・目標値	28人	39人

第11章 社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者に関する支援

(1) 子ども・若者総合相談センター運営事業（相談員の増員）（冊子 P135）

相談者のニーズに対し、スムーズな支援を行うことができるようにするため、相談員を増員します。

見直しの内容	相談業務の現状を踏まえた有資格者の確保や人員増による相談体制の精査をした結果、相談員の質の維持及び向上のため、実施内容・目標値を見直します。（目標値の見直し）
--------	---

当初計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施内容・目標値	4人	4人	5人	5人	5人

見直し後	令和5年度	令和6年度
実施内容・目標値	4人	見直しなし

(2) 子ども・若者総合相談センター運営事業（出張相談、SNSによる相談）（冊子 P135）

電話、来所、訪問相談だけでなく、出張相談やSNSによる相談も実施します。

見直しの内容	SNS相談について、従来の方法（電話、来所）での相談件数の増加への対応、他相談窓口との窓口乱立を防ぐため、実施内容・目標値を見直します。（実施時期の見直し）
--------	--

当初計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施内容・目標値 出張相談	実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
SNSによる相談	実施内容 検討	実施内容 検討	実施	継続実施	継続実施

見直し後	令和5年度	令和6年度
実施内容・目標値 出張相談	見直しなし	
SNSによる相談	代替案 検討	代替案 実施

(3) 子ども・若者総合相談センター運営事業 (冊子 P135)

小・中・高校・サポート校や大学に対し、子ども・若者総合相談事業の啓発を強化し、支援が必要になった児童・生徒・学生に対して早期に対応できるようにします。

見直しの内容	中等教育学校の開校に伴い、取組内容を見直します。(施策の見直し)
--------	----------------------------------

見直し後	小・中・高校・特別支援学校・中等教育学校・サポート校や大学に対し、子ども・若者総合相談事業の啓発を強化し、支援が必要になった児童・生徒・学生に対して早期に対応できるようにします。
------	---

(4) ヤングケアラー支援体制強化【新規】

見直しの内容	ヤングケアラーへの支援体制を構築するため、取組内容、実施内容・目標値を追加します。(事業の追加：ヤングケアラー支援体制強化)
--------	--

見直し後	ヤングケアラーへの支援のため、連携支援体制の構築や認知度向上を図ります。
------	--------------------------------------

見直し後	令和4年度 (現状)	令和5年度	令和6年度
実施内容・目標値	関係者向け 研修：3回	<ul style="list-style-type: none"> ・連携支援体制の構築に関する検討 ・児童生徒向け啓発パンフレットの作成、配付 ・研修の継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・支援コーディネーター機能によるヤングケアラー支援の実施 ・児童生徒向け啓発パンフレットの作成、配付 ・研修の継続実施

事業一覧(P139~162)見直し部分のみ抜粋

(★：新規事業 ☆：拡充事業 ◎：見直し事業) ※見直しは下線部分

千葉県こどもプラン（第2期）139 ページ以降に掲載している「事業一覧」について、下記のとおり見直しを行います。

基本施策1 子ども・子育て支援

1-2 地域子ども・子育て支援事業の提供

番号	新規 拡充 見直し	事業名	事業内容	所管課	見直しの内容
11	☆	病児保育事業	病児・病後児について、病院、保育施設等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行います。(確保方策：P47参照)	幼保支援課	・拡充の見直し
13	☆	利用者支援事業 (子育て支援 コンシェルジュ)	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。(確保方策：P48参照)	幼保支援課	・拡充の見直し

1-4 幼児教育・保育と小学校教育との円滑な接続（幼保小連携）

番号	新規 拡充 見直し	事業名	事業内容	所管課	見直しの内容
29		幼保小連携・接続の推進	「アプローチカリキュラム」の普及を進めるとともに、認定こども園、幼稚園、保育園と小学校の連携・交流活動の定着化・活性化を図るほか、家庭と保護者に対する啓発・支援を行います。 <u>また中長期的方針の策定について検討します。</u>	幼保支援課	・事業内容の変更
新規	★	情報交換会の開催	<u>幼児教育と小学校教育とのつながりを強化するとともに、幼児教育の質の向上を図るため、幼稚園・保育園・認定こども園・小学校の教職員同士の連携強化を進めます。</u>	幼保支援課	・事業の追加

1-6 教育・保育等の「質」の確保・向上

番号	新規 拡充 見直	事業名	事業内容	所管課	見直しの内容
新規	★	監査結果の公表	監査結果を公表し、適切な運営の確保を図ります。	幼保運営課	・事業の追加
新規	★	キッズゾーンの整備・キッズガードの配置助成	園外活動における園児の安全を確保するため、キッズゾーンの整備や、キッズガードの配置費用の助成を行います。	幼保運営課	・事業の追加
74	☆	民間事業者への委託拡大の検討	市内子どもルーム全体としての運営の質の向上を図るため、民間事業者への委託の拡大を実施します。	健全育成課	・事業内容の変更
新規	★	学習用Wi-Fi整備	子どもルーム・アフタースクールにおいて、ギガタブを活用した宿題や自主学習に対応するための環境を整備します。	健全育成課 生涯学習振興課	・事業の追加

1-7 特別な支援が必要な子どもへの教育・保育等の提供

番号	新規 拡充 見直	事業名	事業内容	所管課	見直しの内容
91		転入外国人向け案内冊子の発行	生活に役立つ情報や各種手続きに関する記事を掲載した転入外国人向け案内冊子（やさしい日本語）を発行し、本市HPの「やさしい日本語」ページに連動します。	国際交流課	・事業名の変更 ・事業内容の変更

1-9 こども施策の総合的な推進【新規】

番号	新規 拡充 見直	事業名	事業内容	所管課	見直しの内容
新規	★	こども基本条例の制定	こどもが健やかに成長できるまちにするため、市の責務や保護者や地域住民等の努力のほか、こどもの権利をはじめとするこども施策の基本となる事項を規定する「(仮称)こども基本条例」を制定します。	こども企画課	・事業の追加

基本施策2 妊娠・出産・子育てまでの切れ目のない支援

2-1 妊娠・出産・子育て期における母子保健対策の充実

番号	新規 拡充 見直	事業名	事業内容	所管課	見直しの内容
新規	★	産婦健康診査	EPDS（産後うつ質問票）を実施した産婦健康診査について5,000円を助成します。2回/人	健康支援課	・事業の追加
新規	★	出産・子育て応援プラン事業	妊娠から出産・子育てまで切れ目のない支援を行うとともに、経済的支援を行います。妊娠後期面接を強化します。	健康支援課	・事業の追加
新規	★	乳幼児健康診査（屈折検査）	3歳児健康診査にて3歳児全員に屈折検査を行います。	健康支援課	・事業の追加

基本施策3 こどもの社会参画の推進

3-1 こどもの自立性・社会性・自治意識を育むこどもの参画の推進

番号	新規 拡充 見直	事業名	事業内容	所管課	見直しの内容
124		子ども議会	市内在中の小学校と特別支援学校の5・6年生を対象に、市政に対する提言を幅広く募り、議会形式で、市長等との意見交換を行います。	教育指導課	・事業内容の変更
新規	★	小・中学校等への出張授業等の実施	こどもの社会参画を推進するため、小・中・中等教育学校（前期課程）への出張授業及び助言を行います。	こども企画課	・事業の追加

3-2 こどもの参画の周知・啓発

番号	新規 拡充 見直	事業名	事業内容	所管課	見直しの内容
127	☆	こども・若者フォーラム	こどもの参画事業の参加者による取組事例の発表及び市長、有識者、参加者の意見交換を公開で行うことで、取組みの充実と参加者の育成を図るとともに、事業のいっそうの周知・啓発を図ります。	こども企画課	・事業名の変更 ・事業内容の変更
129	☆	こどもの参画の意識向上	本市におけるこどもの参画を円滑に推進するために、こどもの参画の実施例を共有し、こどもの参画の理念と目的を理解するための研修等を実施するとともに、助言や連携した取組みを通じて、庁内の理解を深めま	こども企画課	・事業内容の変更

基本施策4 子ども・若者の健全育成

4-1 健全育成活動の推進

番号	新規 拡充 見直	事業名	事業内容	所管課	見直しの内容
137		<u>二十歳のつど い</u>	<u>20歳を迎えた若者に改めて大人としての自覚を促し、旧友と語らい、郷土「千葉市」への関心を深める機会とします。</u>	健全育成課	<ul style="list-style-type: none"> ・事業名の変更 ・事業内容の変更

4-2 非行を防止するための環境づくり

番号	新規 拡充 見直	事業名	事業内容	所管課	見直しの内容
146	☆	<u>ネットパトロール事業</u>	<u>ネットパトロール</u> を実施し、千葉市立小・中・高・特別支援学校・中等教育学校の児童・生徒を対象に問題行動の早期発見や非行防止に努めます。	青少年サポートセンター	<ul style="list-style-type: none"> ・事業名の変更 ・事業内容の変更

基本施策5 子ども・若者の安全の確保

5-1 子ども・若者を犯罪等から守る地域づくり

番号	新規 拡充 見直	事業名	事業内容	所管課	見直しの内容
150		<u>青色防犯パトロール実施団体へのドライブレコーダー配付</u>	<u>青色回転灯を装着した自動車による防犯パトロールを行う自主防犯団体に対し、ドライブレコーダー一式を配布することで、地域内の犯罪防止効果を高めます。</u>	地域安全課	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の廃止

基本施策6 子ども・若者の居場所づくり

6-1 学校施設等を活用した安全・安心な居場所の確保

番号	新規 拡充 見直	事業名	事業内容	所管課	見直しの内容
新規	★	夏季休業時拡 大枠	待機児童解消に向け、特に利用希望の多い夏 季休業期間に受け入れ枠を設けます。	健全育成課	・事業の追加
165	☆	アフタースク ールの実施	原則として小学校の敷地内において、放課後 児童クラブと放課後子ども教室を一体的に運 営し、保護者の就労状況等にかかわらず、希 望するすべての児童に安全・安心な居場所と 多様な体験・活動の機会を提供するアフター スクールの導入を進めます。	生涯学習振興課 健全育成課	・事業内容の変更

基本施策7 ひとり親家庭の自立支援の推進

7-5 経済的支援策

番号	新規 拡充 見直	事業名	事業内容	所管課	見直しの内容
196		保育料・子ども ルーム利用料 等負担軽減(み なし寡婦控除)	保育料及び子どもルーム利用料について、未 婚のシングルマザー・ファザーに寡婦(夫) 控除をみなし適用し、利用料等の軽減を図り ます。	幼保運営課 健全育成課	・事業の廃止

基本施策 8 児童虐待防止対策の充実

8-2 発生予防から適切な保護、必要な援助に至るまでの施策の充実・組織の体制強化

番号	新規 拡充 見直	事業名	事業内容	所管課	見直しの内容
203		児童虐待相談 受理・対応(24 時間 365 日体 制)	児童相談所で、引き続き、休日・夜間を問わ ず、児童虐待相談を受け付け、対応していき ます。	東部児童相談所 西部児童相談所	・所管課の変更
207		子ども電話相 談(東部児童相 談所)	児童相談所に専用回線を設け、子どもや家庭 に関わる様々な相談に応じます。	東部児童相談所	・事業名の変更 ・所管課の変更
210		スクールカウ ンセラー	いじめや不登校などに対応するため、全中学位、 <u>全小学校、特別支援学校及び中等教育学校</u> にスクールカウンセラーを配置し、児童生徒、 その保護者、教職員からの悩み等の相談に あたります。	教育支援課	・事業内容の変更
212	★	SNS の活用 などによる相 談窓口の充実	子育てに悩みを抱える方や子ども本人からの 相談に対して、近年、主要なコミュニケーションツ ールとなっている SNS の活用などにより相談窓 口の充実を図ります。	こども家庭支援課 東部児童相談所 西部児童相談所	・所管課の変更
新規	★	新たな児童相 談所の整備	児童虐待の増加、複雑・困難化に対応するた め、 <u>新たな児童相談所を整備します。</u>	東部児童相談所 西部児童相談所	・事業の追加

8-3 支援の質の向上及び関係機関の連携強化

番号	新規 拡充 見直	事業名	事業内容	所管課	見直しの内容
214		児童虐待防止 研修	保健福祉センター職員や認定こども園、幼稚 園、保育所等職員、主任児童委員等に対し、 児童虐待防止に向けた研修を実施します。	東部児童相談所 西部児童相談所 こども家庭支援課	・所管課の変更
217		千葉県警との 情報共有	千葉県警との間に締結した情報共有協定や、 千葉県人身安全事案連絡会議の活用などによ り、児童の安全確認と安全確保を的確に行い ます。	こども家庭支援課 東部児童相談所 西部児童相談所	・所管課の変更

8-4 児童相談所の人員体制強化・専門性の向上

番号	新規 拡充 見直	事業名	事業内容	所管課	見直しの内容
218		弁護士・警察官 OBの配置	弁護士、警察OBを引き続き配置し、困難な ケースに的確に対応していきます。	<u>東部児童相談所</u> <u>西部児童相談所</u>	・所管課の変更
219	☆	児童福祉司の 増員	<u>児童福祉法施行令改正の配置基準に基づき、 児童福祉司を増員します。</u>	<u>東部児童相談所</u> <u>西部児童相談所</u>	・事業内容の変更 ・所管課の変更
220	☆	児童心理司の 増員	児童心理司の配置基準の法定化に基づき、増 員します。(2024年度までに)	<u>東部児童相談所</u> <u>西部児童相談所</u>	・所管課の変更

8-5 一時保護体制の充実

番号	新規 拡充 見直	事業名	事業内容	所管課	見直しの内容
221	☆	一時保護環境 の改善・体制強 化	子どもの視点に立って、権利が保障され、一 時保護を必要とする子どもを適切な環境にお いて保護できるよう、里親や児童福祉施設へ の一時保護委託等を活用し、一時保護所の在 所日数を短縮します。	<u>東部児童相談所</u> <u>西部児童相談所</u>	・所管課の変更
222		一時保護所の 環境改善	異なる年齢、異なる行動様式のある児童が、 健康的かつ文化的に充実した生活を過ごすこ とができるように、体験学習や歯科検診等の 実施、教材や玩具等物品の購入などを行うこ とで、一時保護所の環境を改善します。	<u>東部児童相談所</u>	・所管課の変更

基本施策 9 社会的養育体制の充実

9-1 家庭養育等の推進

番号	新規 拡充 見直	事業名	事業内容	所管課	見直しの内容
223	☆	家庭養育の推進	NPOと協働し、里親のリクルートから委託後の支援まで、包括的な支援を行うことにより、里親の担い手を確保し、里親委託を推進するとともに、養育者の住居で家庭的な雰囲気のもと、児童の健全な成育を支援するファミリーホームの増設を推進します。	こども家庭支援課 東部児童相談所	・所管課の変更

9-2 専門的なケアの充実、児童の自立支援

番号	新規 拡充 見直	事業名	事業内容	所管課	見直しの内容
227		里親等研修の充実	措置児童の個別の状況・課題にきめ細やかに対応するため、里親・施設職員の資質向上を図るための研修を実施します。	こども家庭支援課 東部児童相談所	・所管課の変更
229		児童の自立支援	児童養護施設等への入所措置を受けていた者で措置解除された者のうち、自立のための支援を継続して行うことが適当な場合について、原則 22 歳の年度末まで引き続き必要な支援を実施することにより、将来の自立に結びつけます。	こども家庭支援課 東部児童相談所 西部児童相談所	・所管課の変更

基本施策10 障害のある子どもへの支援の充実

10-3 障害児支援の充実

番号	新規 拡充 見直	事業名	事業内容	所管課	見直しの内容
240		スクールメディカルサポート事業	千葉市立学校に在籍する医療的ケアを必要とする児童に対し、医療行為を行う看護師を派遣します。	養護教育センター	・事業内容の変更
241		特別支援教育介助員事業	千葉市立小・中・中等教育学校（前期課程）に在籍する常時介助が必要な児童の安全を確保するとともに、学級内の他の児童の学習保障及び教員の負担軽減のために、 <u>小・中・中等教育学校（前期課程）</u> に特別支援教育介助員を派遣します。	養護教育センター	・事業内容の変更
242		トイライブラリー運営事業	障害児の機能回復及び能力発達を促進するため、おもちゃの貸出や遊び方に関する相談等を行います。	障害者自立支援課	・事業の廃止

基本施策 1.1 社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者に関する支援

1.1-1 支援体制・支援内容の充実

番号	新規 拡充 見直	事業名	事業内容	所管課	見直しの内容
新規	★	ヤングケアラー 支援体制強化	ヤングケアラーに対する連携支援体制の構築や、児童生徒や関係者の認知度向上のための周知媒体の作成、研修を実施します。	こども家庭支援課	・事業の追加

1.1-2 地域で支える環境づくり及び立ち直り支援

番号	新規 拡充 見直	事業名	事業内容	所管課	見直しの内容
252		教育支援センター「ライトポート」	「 <u>教育支援センター（ライトポート）</u> 」での少人数での適応指導活動を通じて、不登校児童生徒の社会的自立や学校生活への復帰を支援します。	教育センター	・事業名の変更 ・事業内容の変更
新規	★	ステップルーム ティーチャー	様々な理由で教室に入ることができず、 <u>校内教育支援センター（教室以外の別室）</u> に登校する児童生徒に対して、 <u>学習支援や相談支援を行います。</u>	教育支援課	・事業の追加